

「学校法人における会計処理等の実態調査」の結果について

1. 調査の概要

- ・調査対象：文部科学大臣所轄学校法人 666法人  
(ただし、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、法人本部に限る)
- ・調査期間：平成27年5月29日～平成27年7月17日
- ・調査時点：調査回答日
- ・調査方法：学校法人に調査票を送付し、記入後に調査票を回収、集計
- ・回収率： 97.7% (651法人 大学～高等専門学校910校 高校～中学校893校)

2. 調査結果の概要

- ・在学生保護者等関係者から支払われる金銭や在学生保護者等関係者に対し負担を求めているものについては、各項目にばらつきがあるものの、おおむね学校法人の帳簿に記載されている。
- ・帳簿に記載すべきかどうかについては、収納される金銭の徴収根拠や契約の実態について個別に精査した上で判断されるべきものであり、帳簿に記載していないことのみをもって直ちに不適切な会計処理等に該当するものでない。
- ・学校別の主な概要は以下のとおりである。(集計結果の詳細は、別添「学校法人における会計処理等の実態調査結果一覧」参照)

(1) 大学・短期大学・高等専門学校

① 在学生保護者等関係者

- ・授業料、入学金、実験実習料等については、おおむね帳簿に記載されている。
- ・寮費やスクールバス代等については、在学生が直接業者へ支払う場合、在学生が担当教職員に実費を支払う場合を除き、おおむね帳簿に記載されている。
- ・資格試験、検定試験等の各種受験料や教材材料等については、おおむね記載されているが、実費であることや経過的な金銭の受取であることを理由に帳簿に記載されていないケースがある。
- ・指定物品、制服・体操着代等については、在学生・保護者が業者から直接購入することを理由に帳簿に記載されていないケースがある。
- ・ゼミやクラブ活動費については、それらの組織（グループ）内で徴収し、当該組織（グループ）の構成員のために使用することを理由に帳簿に記載されていないケースが多い。
- ・同窓会費、後援会費、父母会費等については、おおむね学校法人の帳簿に記載されているが、学校とは別団体であることから、在学生・保護者に当該団体へ直接支払うことを理由に帳簿に記載されていないケースがある。

② 取引業者、一般利用者等

- ・公開講座受講料を除き、すべて帳簿に記載されている。
- ・公開講座受講料については、受講生が直接業者に材料費を納付している場合を除き、帳簿に記載されている。

(2) 高等学校、中等教育学校、中学校

① 在学生保護者等関係者

- ・授業料、入学料、実習料等については、おおむね帳簿に記載されている。
- ・寮費やスクールバス代等については、在学生が直接業者へ支払う場合、在学生が担当教職員に実費を支払う場合等を除き、おおむね帳簿に記載されている。
- ・資格試験、模擬試験等の受験料や学年費・学級費、教材代については、おおむね記載されているが、実費を徴収することを理由に帳簿に記載されていないケースがある。
- ・指定物品、制服、体操着代等については、在学生・保護者が業者から直接購入することを理由に帳簿に記載されていないケースがある。
- ・クラブ活動費については、それらの組織（グループ）内で徴収し、当該組織（グループ）の構成員のために使用することを理由に帳簿に記載されていないケースが多い。
- ・同窓会費、後援会費、父母会費等については、おおむね記載されているが、学校とは別団体であることから、在校生・保護者が当該団体に直接支払うことを理由に帳簿に記載されていないケースがある。

② 取引業者、一般利用者等

- ・貸付金の回収を除き、すべて帳簿に記載されている。
- ・貸付金の回収については、学校法人とは別の団体（貸主）からの依頼により学校が代理回収している場合であることを理由に帳簿に記載されていないケースがある。

(3) 学校法人本部

- ・すべて帳簿に記載されている。